

読谷村景観条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本村の良好な景観の形成に関する必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の定義によるもののほか、法において使用する用語の例による。

(1) 良好な景観の形成 良好な景観を保全し、又は創造することをいう。

(2) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(基本理念)

第3条 本村の自然・歴史・文化が織りなす美しい景観は、読谷らしさや村民の心象風景を形づくるものとなっていることにかんがみ、村民共有の豊かな財産である美しい景観を守り、創り又は育て、誰もがその恵みを受けるとともに、かけがえのない読谷村の景観を後世へと引き継いでいかなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、法及び前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、地域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国、県又は村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、自らの行為が良好な景観の形成に影響を与えるものであると認識し、良好な景観の形成に積極的に努め、国、県又は村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定)

第7条 村長は、法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」と

いう。)を定めるものとする。

(景観形成重点地区の指定)

第8条 村長は、景観計画に、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める土地の区域（以下「景観形成重点地区」という。）について定めることができる。

(届出を要する行為)

第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、当該行為にかかる土地の面積が、500平方メートル以上の場合
- (2) 屋外における物件の集積又は貯蔵で、その集積又は貯蔵の高さが5メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が500平方メートル以上の場合

(届出及び勧告等の適用除外)

第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号の届出を要する行為で、規則で定めるもの
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は同項第2号の届出を要する行為とする。

(勧告、命令及び公表)

第12条 村長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは同条第5項の規定による命令を受けた者がこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 村長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(指導)

第13条 村長は、建築物の建築等又は工作物の建設等が景観計画に適合しない場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置をとることを指導することができる。

(要請)

第14条 村長は、建築物、工作物、農地、空地等が、景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るように要請することができる。

(普及啓発)

第15条 村長は、村民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(景観委員会)

第16条 村長は、良好な景観の形成を推進するため、読谷村景観委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。

(読谷村附属機関に関する条例の一部を改正する条例)

2 読谷村附属機関に関する条例（昭和48年読谷村条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 読谷村公共事業評価監視委員会	公共事業の評価に関すること。
------------------	----------------

を

「 読谷村公共事業評価監視委員会	公共事業の評価に関すること。
読谷村景観委員会	景観の形成に関すること。

に改める。